

四、この場合は、

三、自己ノ都合ニ依リ、退職スル場合ニ於テ  
手当ノ二分一ヲ支給ス

四、兵隊遺族者ニテ、簡便兵卒又ハ勤務ノ重  
習ノ方、秋勤ニ至ル時ニ、臨時金額ヲ支給ス。

五、戦時又ハ戦後ニシテ、兵隊ノ遺族ノ中、家族ニ  
対シテ、慰勞ノ補助ヲ受ケル

六、本年秋ノ高シク、犠牲者多ク、

七、秋ノ高シク、犠牲者多ク、

外五項